

所長指示第67号

令和元年6月19日

福岡拘置所長

### 余罪受刑者の処遇について

標記について、平成21年1月29日付け法務省矯成第417号矯正局成人矯正課長通知「余罪受刑者の処遇について」に基づき、下記のとおり処遇要領等を定めるので、遺漏なきを期されたい。

#### 記

#### 1 余罪受刑者の定義

(1) 余罪受刑者とは、次の事項に該当する受刑者である。

ア 別件の刑事事件に係る逮捕状や勾留状の執行など刑事訴訟法の規定の適用を受けている者

イ 別件の刑事事件について、捜査機関からその被疑者として取調べを受けている者

ウ 当所において刑罰法令に違反する行為をなし、同行為につき、当所の特別司法警察職員から事件送致を前提に所要の捜査を受けている者

(2) 余罪受刑者は、次のとおり大別する。

ア 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

逮捕状や勾留状の執行など、刑事訴訟法の規定により未決の者として拘禁されている未決拘禁者としての地位を有する受刑者をいう。

イ 単純余罪受刑者

被疑者又は被告人としての地位を有するものの、逮捕状や勾留状の執行などがされていないため、刑事訴訟法の規定における未決拘禁者としての地位を有しない受刑者をいう。

#### 2 余罪受刑者の分離及び居室の指定等

(1) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

未決拘禁者としての地位を有する受刑者と受刑者(未決拘禁者として

の地位を有する受刑者を除く。)及び未決拘禁者(受刑者としての地位を有するものを除く。)とは、居室内外において分離し、連行、運動、入浴等の際は相互に接しないようにすること。

なお、未決拘禁者としての地位を有する受刑者同士については、罪証の隠滅の防止上支障を生ずるおそれがある場合を除き、共同室に収容するなど相互に接触させても差し支えない。

## (2) 単純余罪受刑者

一般受刑者と同様とし、制限区分に応じて居室を指定すること。

なお、昼夜居室処遇を行う場面には、余罪事件の罪証隠滅を防止することを理由として他の受刑者との接触を与えないことはできず、1月に2回以上、グループカウンセリング、集団討議、集団運動など他の受刑者と接触する機会を与えること。

## 3 隔離との関係

### (1) 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「法」という。)法第4条第1項により、当然に他の被収容者と分離することを定め、法第76条の隔離をするまでもなく、法第35条の未決拘禁者としての処遇として、居室を単独室とし、居室外においても相互に接触させてはならない処遇を原則としていることから、集団処遇の対象とはならない。

### (2) 単純余罪受刑者

所内犯罪等により事件送致のための捜査開始により、被疑者としての身分を併有し、送致後、起訴されれば被告人としての身分を併有する余罪受刑者となるが、一般的に受刑のため身柄を刑事施設に拘禁されているため、改めて身柄確保のための勾留状の発布を求めることは極めて少ないことから、多くは、単純余罪受刑者に該当することになる。

この場合、法第76条の隔離の要件である他の被収容者と接触することにより、施設の規律秩序を害するおそれ、あるいは他の被収容者から危害を加えられるおそれがない場合には、隔離に付すことはできず、昼夜居室処遇者と同様の集団処遇となる。

## 4 外部交通

### (1) 面会

ア 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

- (ア) 刑事事件の選任弁護士（弁護士となろうとする者を含む。以下同じ。）との面会については、平日の執務時間であれば、面会時間や1日の面会回数、1か月の面会回数の範囲外として制限なく、原則として3名以内の選任弁護士が無立会で面会できる。ただし、選任弁護士から、法第118条第3項に基づき、これらの制限によらない面会の申出があった場合において、受付、連行、戒護等に要する職員の関係、面会室の座席数など、施設の管理運営上支障があるときを除き、申出を許すものとする。
- (イ) 選任弁護士以外の者との面会は、接見等禁止決定がある場合を除き、1か月の回数、相手方及び面会時間等、受刑者の規定による。
- (ウ) 法第113条の面会の一時停止及び終了の措置を執ることができるのは、選任弁護士及び当該受刑者が、施設の規律及び秩序を害する行為をしたときは、面会を停止し、面会室からの退室を命じ、その他必要な措置を執ることとされているが、選任弁護士以外の者との面会においては、受刑者に関する制限に加えて「罪証隠滅の結果を生ずるおそれ」がある内容の言動があった場合には、発言を制し、又はその面会の一時停止のため、面会の場所からの退室を命じ、その他必要な措置を執ることができることとされていることに留意しなければならない。

#### イ 単純余罪受刑者

- (ア) 刑事事件の選任弁護士との面会については、平日の執務時間であれば、面会時間や1日の面会回数、1か月の面会回数の範囲外として制限なく、無立会で面会できる。
- (イ) 選任弁護士以外の者との面会は、1か月の回数、相手方及び面会時間等、全て受刑者の規定による。
- (ウ) 法第113条の面会の一時停止及び終了の措置を執ることができるのは、選任弁護士及び当該受刑者が、施設の規律及び秩序を害する行為をしたときは、面会を停止し、面会室からの退室を命じ、その他必要な措置を執ることができることとされているが、未決拘禁者としての地位を有しないことから、選任弁護士以外の者との面会においては、「罪証隠滅の結果を生ずるおそれ」による一時停止等の措置ができないことに留意しなければならない。

## (2) 信書の発受

### ア 未決拘禁者としての地位を有する受刑者

(ア) 刑事事件の選任弁護人との間においては、1か月の通数の範囲外として制限なく信書の発受ができる。

(イ) 選任弁護人以外の者との間における信書の発受は、接見等禁止決定がある場合を除き、1か月の発信申請数及び相手方等は、受刑者の規定するところによる。

(ウ) 信書の発受禁止等の制限は、原則として一般の受刑者と同様であるが、選任弁護人との信書の発受は、通数外となること及び信書の発受によって罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるときは、差止め等の制限を行うことに留意しなければならない。

また、弁護士との間における信書の発受において、法第138条に基づく読み替えにより、法第129条第2項により、暗号等の使用によって検査職員が理解できない内容のもの、発受によって刑罰法令に触れるおそれあるもの、発受によって施設の規律及び秩序を害するおそれのあるもののほか、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるものについて、削除・抹消・差止め等を行うことができることに留意しなければならない。

### イ 単純余罪受刑者

(ア) 刑事事件の選任弁護人との間においては、1か月の通数の範囲外として制限なく信書の発受ができる。

(イ) 選任弁護人以外の者との間における信書の発受は、1か月の発信申請数及び相手方等は、受刑者の規定するところによる。

(ウ) 信書の発受禁止等の制限は、原則として一般の受刑者と同様であるが、未決拘禁者としての地位を有しないことから、「罪証隠滅の結果を生ずるおそれ」による差止め等の措置ができないことに留意し、法第128条の禁止、あるいは法第129条の差止め等により判断をしなければならない。

## 5 その他

(1) 上記以外の処遇については、別紙記載のとおり、物品の貸与等、制限の緩和、優遇措置、作業及び懲罰など除外規定がない限り、「未決拘禁者としての地位を有する受刑者」及び「単純余罪受刑者」ともに他の受

刑者と同様となること。

- (2) 居室扉には、当該区分を明示することとし、それぞれ「未決拘禁者としての地位を有する受刑者」、「単純余罪受刑者」と表示すること。

6 支所の取扱いについて

小倉拘置支所の取扱いについては、本指示を準用する。

## 別紙

余罪受刑者処遇内容一覧表

|            | 未決余罪受刑者                             | 単純余罪受刑者                             |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 居室指定       | 勾留状等に基づく                            | 受刑者と同様                              |
| 優遇措置の適用    | ○                                   | ○                                   |
| 制限区分の適用    | ×                                   | ○                                   |
| 物品の貸与及び自弁  | 受刑者と同様                              | 受刑者と同様                              |
| 書籍等の閲覧     | 受刑者と同様<br>罪証隠滅に係る制限あり               | 受刑者と同様<br>罪証隠滅に係る制限なし               |
| 各種教育活動の適用  | ○                                   | ○                                   |
| 集団処遇の適用    | ×                                   | ○                                   |
| 刑事施設外処遇の適用 | ×                                   | ○                                   |
| 作業         | 受刑者と同様                              | 受刑者と同様                              |
| 外部通勤作業の適用  | ×                                   | ○                                   |
| 外出及び外泊の適用  | ×                                   | ○                                   |
| 面会         | 受刑者と同様<br>罪証隠滅に係る制限あり<br>弁護人等は未決と同様 | 受刑者と同様<br>罪証隠滅に係る制限なし<br>弁護人等は未決と同様 |
| 信書         | 受刑者と同様<br>罪証隠滅に係る制限あり<br>弁護人等は未決と同様 | 受刑者と同様<br>罪証隠滅に係る制限なし<br>弁護人等は未決と同様 |

(注) 未決余罪受刑者に対しては、罪証隠滅に係る制限が付加されるが、単純余罪受刑者には付加されないことに留意すること。